オリーブの樹

第101号
2010年8月31日

شجرة الزيتون

早期釈放！重刑策動をはね返し、重信さんを支えていこう！

目次

P　2　報告とお礼　友人たちへ　　重信房子
P　3　異議申立書　　重信弁護団
P　6　異議申立書　　重信房子
P14　独居より　　重信房子
P22　8月25日の私の実情　　重信房子
P23　誌　別れの言葉　　重信房子
P24　丸岡修さん弁護団、「刑の執行停止申立」（第５次）を提出する

重信房子さんを支える会

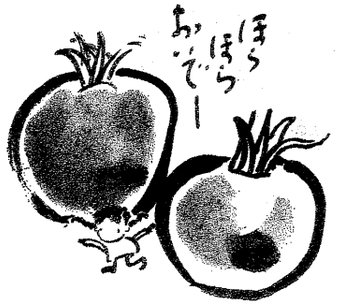

報告とお礼

８月５日　今日から執行受刑処遇です。もう発信はこれまでのようにできません。最後に一言。
刑の確定した８月５日は、自由への出発の日とします。希望と友情の絆をにぎりしめて、再会に向けて旅立ちます。リッダ闘争５０周年は、共に乾杯の祝宴をしましょう。
みなさん、ありがとうございます。では、また会う日まで！　　重信　房子

友人たちに

残暑お見舞い申し上げます

いつも様々な支援、協力、そして「オリーブの樹」の発行の多大な実務までありがとうございます。みんなの努力の中で、１００号まで「オリーブの樹」が発行され、逮捕から１０年目の今、８月５日付で、刑が確定してしまいました。

もとより、今の日本の司法の裁きは、日本国政府に「超法規的措置」を２度も強いた日本赤軍のそのリーダーであった私に対する政治的判決に過ぎません。

この１０年、９・１１の反テロ攻撃を利用した一方的な断罪の中で、それに抗し、パレスチナの闘いの現実を伝え、闘いの誇りを無罪主張の中で語り、また、自らの未熟さを反省と教訓として語りえたことを、とても有意義であったと、とらえ返しています。

こうした十年に亘る闘いが持続しえたのは、弁護団を初め、旧友の「土曜会」、「オリーブの樹」の支える会、「さわさわ」の支える会、そして、旧い友人、新しい友情、また、家族の暖かい励ましと支えがあったからです。

逆境の中で、なんと幸せに過ごせたことか……と、感謝ばかりです。

今、新しい旅立ちは私の好奇心とみんなとの絆と友情、連帯の「共に！」を同伴して始まります。リッダ闘争５０年目の５・３０の時には乾杯しましょう！ 待っていてください。必ずみんなのところに帰ります。

８月１０日　重信　房子

編集室註：３～１３ページの弁護団と重信さんの「異議申立書」は最高裁判所の２０１０年７月１５日付上告棄却決定に対して７月２０日に提出したものです（ただし重信さんのものは、書面提出が後日になる旨を述べ異議申立を７月１９日に行ない、２０日付で「２２日受付」となっている）。

異議申立書

重信弁護団（大谷恭子、前田祐司、虎頭昭夫、渡邊良平）

第１　はじめに

本件決定は、「上告趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法４０５条の上告理由に当たらない。」と判示し、本件上告を棄却した。

しかし、本件上告は、憲法違反の主張だけではなく、刑訴法４１１条１号の判決に影響を及ぼす重大な法令違反があることの主張もしていた。

本件決定を見る限り、刑訴法４１１条１号についての主張を検討した形跡は全く窺えない。

本件決定は、刑訴法４１１条１号についての主張については判断していないと言うべきであり、まず、この点について異議がある。

第２　憲法第３１条違反

１　控訴審判決にはミシェルの小切手帳等を証拠開示命令を出さなかったという違法性があり、また、本件裁判の過程で、被告人に有利な証拠を検察官が隠匿して被告人の防禦権を侵害したという違法性があり、これらの違法は、適正な手続を保障する憲法第３１条に違反するものである。

２　証拠開示命令を出さなかった違法性

証拠開示は従来は判例上認められてきたものである。

しかし、裁判員制度の制定に伴い、公判前整理手続（期日間整理手続）における証拠開示ではあるが、従来の判例上認められてきた主に検察官請求証拠（証人）に対する反対尋問のための証拠開示の枠を広げ、弁護人主張・立証のための証拠開示を新たに権利として主張しうることを認められた。

ところで、２００７年１２月２４日最高裁決定は、刑訴法３１６条の２６第１項の証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現に保管している証拠に限られず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であって、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官において入手が容易なものを含むと解するのが相当である旨判示し、証拠開示の対象は、現に検察官が保管している証拠に限られず、「検察官において入手が容易なもの」（最高裁）「検察官が保管すべき証拠」（東京高裁）も含むことになったのである。

本件で証拠開示を求めたものは、東京高裁・最高裁が示した、①　検察官が容易に入手することができ、かつ、弁護人が入手することが困難な証拠か　②　弁護人の主張との関連性の程度及び証明力が高く、被告人の防御の準備のために開示の必要性があるか　③　開示することによって具体的な弊害が生じるおそれがないかどうか　④証拠が具体的に存在していると認められるか、の基準をいずれも満たすものであることは上告趣意書で述べたとおりである。

３　被告人に有利な証拠を検察官が隠匿していた違法性

検察官は、ただ被告人を有罪にするためだけに訴訟活動をするのではなく、無辜の者が罰せられることがないよう公益の代表者として、被告人に有利な事実・証拠も公判に顕出し、裁判を公平、公正に進行させる義務を負っている。

しかし、本件では、検察官は公益の代表者として事案の真相を解明する義務よりも、被告人を有罪にするために取調あるいは法廷戦術を駆使・優先し、被告人に重要かつ有利な証拠（カルロスの牧野調書、Ｙメモ、Ｙが所持していた手紙、Ｊ嚥下メモ）を隠匿、被告人の防禦権を妨害した。

本件では、検察官は手持ちの重大な証拠を隠し続け、検察官調書を作成するかあるいは反対尋問終了後にようやく提出したのであり、実質的に被告人の反対尋問権及び防禦権を侵害したのであって、憲法第３１条に反する。

４　本件決定は、憲法３１条違反を看過するものであり、異議がある。

第３　判決に影響を及ぼす重大な法令違反があること（刑事訴訟法４１１条１号）

１　はじめに

控訴審判決は、G警察官調書、K検察官調書及びY検察官調書をそれぞれ刑訴法３２１条１項２号、３号に基づき証拠採用したが、これら各調書は、共謀を認定する証拠となっている。しかし、各供述調書には、刑訴法３２１条１項２号後段（K調書及びY調書）ないし３２１条１項３号（G調書）の要件がなかったのであり、これらを採用したことには、判決に影響を及ぼす重大な法令違反がある。

２　G調書採用の違法性（刑訴法３２１条１項３号違反）

控訴審判決は、G調書（甲３５７）を刑訴法３２１条１項３号書面として採用したが、G調書は「供述不能」「供述不能に準ずる場合」に該当せず、供述が犯罪の証明に不可欠でもなく、特信性もないので、同号の要件を欠く。

３　K調書採用の違法性（刑訴法３２１条１項２号後段違反）

K調書は、一審判決及び控訴審判決において、いずれも、重信がハーグ事件に共謀したことを認定する立証の中核に据えられている。しかし、K調書は、事実を隠すなどの不正確な部分があり、加えて捜査段階の調書には多くの変遷があり、同人の公判証言に比べて信用できない上、K調書は特信情況下で作成されたものでもないのであり、２号の要件を満たさない。

４　Y調書採用の違法性（刑訴法３２１条１項２号後段違反）

控訴審判決は、Yの検察官調書３通の証拠能力を認めた。しかし、Y調書は、事件から２６年後に作成されたもので、Yの記憶が曖昧である上、別事件での立件を恐れたYと取調をした長澤検事の誘導が相俟って出来上がったものであり、刑訴法３２１条１項２号後段の特信性の要件を満たしていない。

５　本件決定は、G調書、K調書、Y調書の各証拠能力を認めた控訴審判決をそのまま是認したものであるが、各調書の採用には、判決に影響を及ぼす重大な法令違反があり、本件決定には異議がある。

第４　判決に影響を及ぼす重大な事実誤認があること（刑事訴訟法４１１条３号）

１　ハーグ事件は無罪である

（１）共謀の不存在

一審判決は、本件の共謀について、その詳しい内容や時期、場所については、証拠を子細に検討しても明らかでないが、実行犯である３名と、直接あるいはアラブの協力組織を介するなどして共謀したとして、その成立を認定した。

控訴審で、弁護人は、いつ、どこで、誰と重信が共謀したのかも不明であるのに、共謀を認定することはできないはずだと批判したが、控訴審判決もこれを踏襲した。

しかし、本件では、いつ、どこで、重信が誰と謀議したのかも不明であり、「謀議の存在」が証明されていない。「謀議の内容」も明らかでない。どこかで、公訴事実に関わる何らかの謀議があったはずであるというのでは、立証は決定的に不十分である。具体的な日時・場所が特定されない場合でも、「罪となるべき事実」の特定に欠けるところはないとするのが判例ではあるが、本件の場合には余りにも漠然としすぎている。

共謀に関する直接の証拠がなく、具体的な日時・場所・内容が特定できないため、一審判決は、重信の共謀を証明するために、重信がハーグ事件を認識していた、あるいは関わっていたと思われる間接事実をいくつか挙げ、共謀の事実を認定し、控訴審判決もこれを是認した。

しかし、一審判決や控訴審判決があげる間接事実なるもの自体が事実誤認に基づくものであるばかりか、仮にそれらの事実があったとしても、重信の共謀を推認する間接事実とすることのできない事実が殆どである。

いずれも、ハーグ事件の発生時までに「共同意思の下に一体となって各自の意思を実行した」ことを推認させる間接事実と言えるものではない。

（２）翻訳作戦は在アラブの日本人グループとヨーロッパの解放戦線等の共同作戦であること

控訴審判決は、「被告人の原審公判供述以外には、翻訳作戦がヨーロッパグループのＪかＩから提起された作戦であることを裏付けるような証拠は存在せず」と述べるだけで、翻訳作戦が、「アブハニ部局等のＰＦＬＰとは全く無関係に、在アラブの日本人グループ、ヨーロッパグループ、アシェングループなどのヨーロッパの解放戦線等の共同作戦として構想されたもの」であるかどうかについての判断を回避している。

しかし、翻訳作戦は、アブハニ部局等のＰＦＬＰとは全く無関係に、在アラブの日本人グループ、ヨーロッパグループ、アシェングループなどのヨーロッパの解放戦線等の共同作戦として構想されたものであることは、以下のことから明らかである。

① フロッピー文書には、翻訳作戦がＰＦＬＰとの共同闘争であったことを窺わせるものは全くなく、逆に、翻訳作戦はヨーロッパグループとの共同闘争であり、それによって自立のために資金を獲得して、ＰＦＬＰとの政治的関係を再確立しようとしていた旨明記されている。

② Ｊ調書には、翻訳作戦が、アラブの日本人やヨーロッパの日本人グループや解放戦線との共同作戦として構想・準備されていたことを示している記載は随所にあるが、翻訳作戦にＰＦＬＰが関与していることを窺わせる記載は皆無である。

（３）ハーグ事件はＰＦＬＰの作戦であること

ハーグ事件はＰＦＬＰの作戦であり、アブハニ-ミシェル-カルロス-Wの指揮系列のもと、ＰＦＬＰの責任のもとに調査し、武器、パスポート、資金等の兵站を準備したものであり、決して「日本人独自の行動として実行」したものではなく、闘争準備をＰＦＬＰに依頼したものでもない。

本件がＰＦＬＰの作戦なのか、日本人独自の作戦なのかは、日本人がＰＦＬＰに闘争準備を依頼したのかどうかにかかわる重要な事実である。即ち、ＰＦＬＰの作戦であれば、そもそもＰＦＬＰの責任のもとに闘争準備をするのであって、日本人が依頼するなどという事態はあり得ない。

そもそもWらは、ミシェルやカルロスの指揮下にあり、ミシェルやカルロスから指示されて、ヨーロッパ内を移動したり、武器を渡されたりした後、ハーグのフランス大使館を攻撃対象とすることや、その実行日時を指定され、交渉は外でやるなどと言われたことは証拠上明らかである。Wらは、ミシェルやカルロスにコマンドとして駒のように動かされ指示されていたのであり、ここに日本人らの独自性が窺わせる余地は全くない。

攻撃の対象としてハーグのフランス大使館を選定したのはミシェル、カルロスであり、Wら日本人は一切関与していない。決行日、時間の決定はカルロスである。これについてもWは唐突に決行を指示され、Wは決定に何ら関与していない。

要求項目の指示までカルロスからされ、Wはカルロスから渡されていた紙に書かれていた内容をそのまま占拠後書き写し、オランダに伝えている。まさに伝言しただけである。

Wらが、ミシェル、カルロスの指示に従ったのは、彼らがＰＦＬＰのメンバーであり、ＰＦＬＰの指示だからこそである。

ミシェルはＰＦＬＰのヨーロッパの責任者であり、カルロスはミシェルからスペシャリストとして紹介され、以降このスペシャリストの指示に従うよう指令されている。（以下略）

（４）翻訳作戦はハーグ事件と一連のものではないこと　（略）

（５）重信がリビアに行っていたこと　（略）

（６）二次作戦構想に関与していないこと　（略）

（７）総括会議について　（略）

（８）フロッピー文書の証拠評価の誤り　（略）

（９）殺意について　（略）

（１０）まとめ

ハーグ事件は無罪であるにもかかわらず、本件上告を棄却した本件決定は、判決に影響を及ぼす重大な事実誤認があり、異議がある。

O事件は無罪である（編集室註：O出国時の不正旅券取得事件）

控訴審判決は、S供述には高度の信用性が認められ、かつ、Sの検察官調書もOの出国を手伝うよう依頼し

た人物を「西村」から「被告人」に置き換えた点などを除けば高度の信頼性が認められ、重信とＳらの共謀は優に認定することができる旨判示する。

しかし、YMに指示した者が第三者であり、Ｓに指示した者も第三者もしくはその指示を受けた者とすれば、被告人が全く関与してなくても、第三者、Ｓ、YMの間で、共謀は成立する。

控訴審判決の「まず、YMに対する事件への関与の指示があり、次にＳにYMへの手伝いを依頼し、更に、YMにＳと一緒にするように指示するという手順であったということもできるのである。」「被告人は、日本赤軍の組織の中で指導的な立場にあり、YMがそのメンバーであり、被告人の指示には当然従う関係にあったと認められるから、被告人がＳに依頼した際には、いまだYMに伝えていなかったとしても、後日YMにその旨指示すれば何ら支障はなかったとも考えられるのである。」「被告人らは、暗号等を使って、互いに手紙や指示文書等のやりとりを頻繁に行っていたことが認められるのであって、仮にO不正出国事件のような犯罪行為に係る場合であっても、文書等で指示を伝えたと考えても何ら不合理ではない。」などと判示するが、そのような証拠は何もなく、単なる推測にすぎない。

仮に、Ｓの昭和５０年調書の「西村」だけが事実に反するとしても、「西村」が重信である必然性はないのであって、「西村」がＪもしくはＩであった可能性も否定できないのである。

重信とＳらとの共謀の存在を裏付ける証拠はないのであって、O事件は無罪であるにもかかわらず、本件上告を棄却した本件決定は、判決に影響を及ぼす重大な事実誤認があり、異議がある。

第５　刑の量定が著しく不当であること

弁護人は、一審判決に対し、そもそも被告人はハーグ事件及びO事件には関わっておらず、無罪なのであり、量刑を論じるまでもないのだが、ただし、有罪とするにしてもその量刑は不当であり、職権で破棄するべきであると主張した。 これについては、控訴審判決は、① ハーグ事件に関して否認して不自然な弁解に終始し、反省の態度がみられないこと ② 殺人未遂であること ③ 事件から３０年が経過し、日本赤軍も解散されるに至り、事件がもたらした国際社会への衝撃は少しは減弱していること ④ 共犯者らとの刑の均衡 ⑤ 一審判決時点とハーグ事件当時の量刑相場の相違等を考慮すると、重すぎるということもないとして破棄しなかった。

しかし、まず、否認していることを量刑上不利益に判断することは不当であることに加え、重信はハーグ事件に対しても自らの関与を否定しているが、その後日本赤軍を起ち上げ指導的立場についた者として反省もし、謝罪もしている。

また共犯とされたW、Nの量刑も又著しく重く不当なのであり、これとの均衡を理由とすることもまた著しく不当である。

更に、事件から３０年以上も経過し、この間被害国であるフランス、オランダは国際社会への衝撃どころか立件さえしていないことを考慮するべきである。即ち、１９７４年当時、両国はＰＦＬＰが関与しているケースについては政治的に放免してきた経緯もあり、この経緯によれば両国の被害あるいは国際的衝撃なるものは日本からみた日本人によるものであるとの発想の枠を出ず、国際社会への衝撃というよりは一国的なものであると言わざるを得ない。

また何より、１９７４年当時の量刑相場によれば、殺人未遂で懲役２０年は過重であることは明らかである。控訴審判決は量刑相場がこの３０年で被告人に不利益に変更していることを認めつつ、重すぎることはないと、その理由を付することなく２０年を維持しているのである。

控訴審判決は、３０年の経過を不当に過少視し、その不利益を重信にのみ課しているのであり、刑の量定が著しく不当であり、本件上告を棄却した本件決定には異議がある。

異 議 申 立 書

重 信 房 子

目次

一、K供述調書に関する認定の不当性
　１　「ハーグ事件」はＰＦＬＰの作戦です
　２　「ハーグ事件」の手配はいかに作られたのか
　３　違法な取調べによって作られたK供述調書（略）
　４　K供述調書をなぞったY調書（略）
二、原判決の事実誤認・検察の証拠隠蔽・控訴審の審理不足と怠慢（抄出）
　１　ライラ・ハリッドの証言――ハーグ作戦はＰＦＬＰの作戦です
　２　「ハーグ事件」前後の事実関係について（略）
　３　検察の論告による作戦主体の恣意的変更（略）
　４　第一審判決のハーグ作戦主体認定の誤り（略）
　５　事実検証を怠った控訴審判決（抄出）
　　１）　ＰＦＬＰのハーグ作戦を示すカルロス証言・新聞記事
　　２）　誤認のままの控訴棄却（略）
三、検察の恣意的証拠隠し・裁判所の公正毀損など
　１　公判での検察の手口
　２　隠される証拠・作られる供述書
四、再び公正な裁きを求めます

＊＊＊

私は、７月１６日午前１１時４０分ごろ、「上告棄却」との最高裁判所の決定を受けました。

私はただちに、東京拘置所当局を通して異議申立を７月１９日に行ないました。その異議申立て理由で、連休のため、書面の文書校正が期日内に間に合わないため、内容をのちに送達する旨申し述べておきました。ここに、私の異議申立の全文理由をお伝え致します。

私は、２００８年６月３０日提出の上告趣意書において、刑事訴訟法４０５条にもとづいて上告を行なっています。第一に、７年にわたる公判が憲法に違反して恣意的な政治裁判であることを訴えています。憲法第３１条に違反して証拠隠しなど公正な裁判が行なわれてこなかったこと、また憲法第７６条３項に反して判決がなされてきたこと、また憲法第１４条に反して法の下の平等のない国策捜査・政治裁判であったことを訴えました。さらに第二に、これまで判例がない事件のために、重大な事実誤認の再検証を求めました。上告審において、国際的・歴史的な当時のパレスチナの戦時下の闘いであることを踏まえて、第一審以来の事実誤認にもとづく判決を審査されるよう求めてきました。しかし上告審において、審査・検証はなされませんでした。

私は、主要には以下の３点への判断が示されていないままの上告棄却であることで、この判決に対して再び異議申し立てを行ないます。

一、K供述調書に関する認定の不当性
二、原判決の事実誤認・検察の証拠隠蔽・控訴審の審理不足と怠慢
三、検察の恣意的証拠隠し・裁判所の公正毀損など

一、K供述調書に関する認定の不当性

２０００年逮捕から今日までの１０年近くにわたる裁判を通した私の重刑有罪の根拠は、「K供述調書」（以下「K調書」）の不当な認定がもとになっています。

「ハーグ事件」の共犯とされているWさんの第一審判決では、K調書の「ハーグ事件」等の総括会議における重信自身の発言内容は、伝聞証拠ないし再伝聞証拠にすぎず証拠価値を認めないとして、私の共謀認定をしませんでした。また同じく、「ハーグ事件」共犯とされるNさんの第一審判決でも、K調書もY調書も再伝聞供述にあたるから、重信発言は共謀認定の実質証拠とすることはできないとして、重信共謀は認定していません。このN判決を下された裁判長は長く私の法廷で右陪席裁判官を務められ、公判内容を熟知さている青柳勤裁判官でした。

ところが、私の法廷では、K調書は判決の有罪の柱としています。しかし、K調書の作成過程などへの疑義なども含めて、その証拠能力・証明力について、もう一度、最高裁判所判決の再検討を求めて、異議申し立てを行なうものです。

２０００年１１月８日、私は「ハーグ事件」の「逮捕監禁罪」で緊急逮捕されました。検察・警察当局は、緊急逮捕直後から私に対する重刑をめざしてきました。

事実に基づいた捜査ではなく、国家に超法規的措置を強いた「日本赤軍」に対する報復と政治的意図による行動で一貫していました。まさに国策捜査でした。

１９８０年代には、警察庁自身が英語の日本赤軍総覧のパンフレットを作成し、海外の捜査機関に配っていました。その中で、私は、７４年「ハーグ事件」によって手配されていると説明書きがあり、「EXPECTED SENTENCE 5 YEARS」と記されていました。これは「逮捕監禁罪」の刑期の上限を示していました。

ところが、２０００年１１月８日逮捕されて数日後、「殺人未遂罪」という罪名で追起訴しました。この罪名によって、罪を最大化し、無期懲役刑を適用するためです。「重信は、生きて監獄から出すな」の掛け声のもと、「証拠」となるものを探し、補強するための偽りの供述調書作りがはじまったのです。

私には、他の罪名がありました。７４年の旅券不正使用の共謀罪（これは否認してきたとおりです）と、２０００年逮捕時の旅券不正使用（これは罪を認め謝罪してきたとおりです）です。検察当局は、それでは大きな罪に問えないために、「ハーグ事件」を最大化することにしたものです。

しかし、このもともとの「ハーグ事件」の逮捕状自体が、７０年代私を逮捕状によって非合法化する意図で、７５年に捏造されたものです。当時多くの冤罪事件で左翼が陥れられていた時代のことです。「ハーグ事件」の共謀の名において、どのように警察・検察が政治弾圧を行なっていたかを、まず、明らかにしておきたいと思います。

１　「ハーグ事件」はＰＦＬＰの作戦です

７０年代、海外で活動を開始した「アラブ赤軍」、「日本赤軍」を名乗る私たちの実態は、日本の公安当局は把握しきれていませんでした。リッダ闘争以降、海外の事件に手を焼き、私たちを封じ込めるために、国内ではパレスチナ連帯運動に加わる者たちに対して極端に弾圧を行なっていました。

そのころ、７４年、パリのオルリー空港で、ＰＦＬＰの指揮下のボランティアであり、当時の「アラブ赤軍」の日本人Ｙさんが逮捕されました。（ＰＦＬＰの指揮下にあった時代の私たちは日本に向かって「アラブ赤軍」と自称していました。ＰＦＬＰから独立して、「日本赤軍」を結成して活動しはじめるのは、「ハーグ事件」の後の７４年１２月のことになります。）この逮捕がきっかけとなって、その後、在ヨーロッパ（以下「在欧」）の多数の日本人が拘束され尋問され、また、追放されるという事態に至りました。これが当時「パリ事件」と呼ばれた事件です。

この事件に対して、当時、日本人ボランティアの政治責任主体であったＰＦＬＰは、フランス当局と交渉し、拘束された日本人と所持品の手紙の関係者として逮捕されたトルコ人やドイツ人らの釈放を求めていました。拘束された仲間を平和的にあるいは非平和的に奪還するのはＰＦＬＰの政治原則です。

Ｙさんのオルリー空港での逮捕は７４年７月２６日であり、釈放交渉は８月中も続いていたために、フランス当局はこの日本人逮捕を公表していませんでした。８月下旬になって、日本側が日本人逮捕情報をリークした後に交渉は破綻し、Ｙさんは公判にかけられることになりました。こうした水面下の状況を経て、ＰＦＬＰの指揮の下で、９月１３日、ハーグ作戦が実行されました。日本人は、この作戦の重要な一部であるオランダのハーグにあるフランス大使館の占拠を行ないました。このハーグでの作戦中のオランダ・フランス当局との交渉は、ＰＦＬＰの現地在欧指揮所が行なうことになっていました。しかし占拠後、占拠部隊と指揮所は分断されて、指示・連携ができない状況に置かれました。そこで占拠部隊の側から、分断される前の指示に従ってＹさんの釈放を要求しました。これはＰＦＬＰの当時の「同志は必ず戦場に連れ戻す」という原則にもとづいて、ＰＦＬＰの立案・調査・準備・指揮の下で実行された作戦でした。（７カ月ほど前にもこの原則にもとづいて、シンガポールの石油基地爆破のＰＦＬＰ作戦部隊を戦場に帰還させるために在クウェート日本大使館を占拠したのもその例です。）

当時、パレスチナ解放闘争にかかわるゲリラ戦は政治的な活動として扱われており、ハーグ作戦もそうです。エジプト政府の仲介を経て交渉の末、Ｙさんの釈放と３０万ドルを獲得して、作戦部隊はシリアのダマスカスに投降しました。これが「ハーグ事件」といわれている作戦です。この「事件」の当事国であるフランスもオランダも、ＰＦＬＰの作戦とわかっているので、政治的事件として処理し、起訴も手配も行ないませんでした。

２　「ハーグ事件」の手配はいかに作られたのか

日本の公安当局は、私たちがどのような環境とどのような仕組みの中で闘っているのかを理解できていませんでした。

しかし、オルリー空港で逮捕されたＹさんの所持していた手紙などの押収品から、在欧と在アラブの日本人が緊密に連絡をとっている事実を発見しました。手紙には欧州で作戦をやろうとしている内容も含まれていました。この押収品の中から、日本の公安当局は、この中心に私がいると確信したようです。当時、他の在欧の日本人の方はすぐには特定できませんでしたが、私は筆跡ですぐに特定されたためです。

私は、日本を正規に出国し、それまでは、なんの容疑も受けず、新聞でも「重信房子さん」と「さん」付けで書かれていました。この私の「さん」付けのイメージを変える行動が、当局によって、７４年のパリ押収事件以降「ハーグ事件」からはじまりました。この時、パリの日本大使館に、警察庁より出向した若い国松孝次書記官がいました。彼は、フランス当局がオルリー空港でＹさんから押収した手紙を外務省を通して即座に日本の検察・警察当局へと送り指示を仰ぎました。

この「パリ事件」「ハーグ事件」後、７４年１２月に、突如私に逮捕状が出されました。６９年９月の共産主義者同盟赤軍派による「本富士署襲撃事件」への私の関与容疑を理由とする逮捕状でした。こうして私の「国際指名手配」を企てました。公安当局は私が日本にいた時から「別件逮捕」をくりかえしていました。そのため、「本富士署襲撃」などというまったく無関係な理由を作るしかなかったのでしょう。私とは関連のないこの事件を捏造するために、当時静かに市民生活をしていた元赤軍派のＳＳさんを逮捕し、偽りの供述調書を書かせて、作りあげた罪名でした。日本では、別件逮捕は自由自在です。しかし海外では、そう、うまくはいきません。

７０年代当時のインターポール（ＩＣＰＯ・国際警察協力機構）は、人権宣言の精神に根強く統制されていました。民族解放闘争や抵抗運動などの、政治的動機に基づいた行為に対しては、逮捕したりすることはできませんでした。パレスチナ解放闘争の一翼の下にあり、「日本赤軍」と海外で呼ばれていた私たちも同様の対象でした。「本富士署襲撃」という国内の政治活動によって警察署を攻撃して窓ガラスが割れたというような事件は、インパクトにはなりえません。そうした行為は、日常的にヨーロッパや世界の反戦運動の中で起こっていたからです。逮捕手配はできませんでした。それゆえ、他にもなんとか事件化を目指していました。国際的には「本富士署襲撃事件」で手配逮捕はできなくても、国内マスコミを通して私を非合法存在として、「犯罪者」扱いをしていくことには徐々に成功していきました。（２０００年逮捕時、この逮捕状は、いつの間にかキャンセルされていたのか逮捕も起訴もされていません。）

日本赤軍はＰＦＬＰから独立した組織として、７４年１２月に結成されました。そして、日本赤軍としてパレスチナ、アジア、欧州の闘う仲間と共同した活動を開始しました。こうした矢先の７５年３月、スウェーデンのストックホルムで、日本赤軍の２人の仲間が逮捕され日本に強制送還されました。この２人の日本赤軍の仲間の供述によって、「ハーグ事件」の一面が知れたのです。もちろんそれは、作戦の全体像ではなく、実行部隊の一員であったＮさんは、自分のかかわりの部分を供述しています。またもう一人のＫさんは、「ハーグ事件」の際に、予備人員としてヨーロッパに向かい、その後、作戦要員から外れて、アラブに帰還した人物でした。

Ｋさんは、もともと軍事訓練の短期出張で、私たちのもとに送られて来た当時２１歳の青年です。７４年３月にアラブの日本人に合流し、６月まで訓練して日本に帰国する予定でした。ところが彼の属していた組織の内部事情によって、まだ戻ってくるな、アラブで待機するようにと指示があったのです。Ｋさんは言葉もできず、アラブの事情も理解していないまま、アラブ赤軍の部外協力者のような活動をしていました。

日本赤軍は、「ハーグ事件」のあと、１０月から１２月まで、在アラブのボランティア仲間、パリ事件でヨーロッパから避難して来た仲間、軍事的部署を担当していた仲間たちの各々の総括会議を経て、１２月に、ＰＦＬＰから独立した組織として結成されていました。こうした総括会議の中で、ハーグ闘争の占拠実行部隊から闘争の報告も行なわれています。この時、軍事的部署の者たちが集まった１１月の会議に私が参加していたことを理由に、「重信共謀」の「証拠」となるＫ調書が作られていきました。すでに「ハーグ事件」を終えた報告会にもかかわらず、私の「ハーグ事件」への準備関与をＫさんに偽証させて、私の「ハーグ事件」への謀議・共謀罪を作りあげていったのでした。

３　違法な取調べによって作られたＫ供述調書（略）

４　Ｋ供述調書をなぞったＹ調書（略）

二、原判決の事実誤認・検察の証拠隠蔽・控訴審の審理不足と怠慢（抄出）

１　ライラ・ハリッドの証言――ハーグ作戦はＰＦＬＰの作戦です

パレスチナ人民とＰＦＬＰを代表して２００３年３月、アメリカがイラクへ侵略する危機の中で、ライラ・ハリッド証人は訪日しました。そしてライラ・ハリッドは証言台に立って、時代とパレスチナの闘いを語りました。

「ハーグ事件」に関しては、それがＰＦＬＰの作戦であったことを明らかにし、当時のＰＦＬＰの状況、日本人たちのかかわり、ＰＦＬＰの組織の基準や原則を語りました。そしてさらに、３０年昔になろうとしている現在において、

「ハーグ事件」を裁くことが国際的慣例に反した公訴であることを語り、「ハーグ事件」の当事国であるフランス・オランダが逮捕・裁判権を放棄して来たのは、それがパレスチナ解放の闘いの一環としてあったからだと語りました。

ある国家、すべての国家、ＰＬＯを唯一の合法的なパレスチナの代表と認め承認した国にあっては、闘争に関するいかなる行為、あるいはアクトについても、公訴し、裁判で裁く権利はないと私は考えます。そして、日本もＰＬＯを承認しています。私自身は多数の作戦を実行しました。私自身はいかなる国からも逮捕されるということを経験しておりません。私以外のパレスチナ人、だれでも言えることです。どこの国からも、指名手配として逮捕状が出たということはありません。（第２８回公判、０３年3月１４日）

と、述べています。

そしてＰＦＬＰの組織機構からしても、私が軍事的指示を出す条件も立場もなかった７４年当時のＰＦＬＰの作戦のあり方にまで踏み込んで、私の無実を証言しました。そして、私たち日本赤軍について語りました。

私たちは日本国よりこうしてわざわざパレスチナの地に私たちを支援するために訪れてくださったボランティアに対して、報奨を期待しておりました。その労に報いることを期待しておりました。まさかこのように訴追という形で迎えられると思っておりませんでした。彼女たちがしたこと、私たちに対して支援の手を差し伸べてくれたことは、正に日本を代表して、国を代表しての支援の試みだったのです。彼女たちの存在、そして、してくださったことは、正に日本の明るい側面、パレスチナ人、そして、アラブ世界に対する日本の明るい顔を示すものです。ですから、私は、日本国として、そうした支援をしてくださった人々を訴追、裁判にかけるのではなく、報い、報奨を与えるということが、より信頼できる決定であり、理論的な理屈にかなったことだと思います。（同前）

と述べて、最後に裁判官に訴えました。

我が人民を代表して、私はここに裁判官に申し上げたいと思います。正義は自由の戦士であるマリアンを含め万人に実現されるべきであること、私は彼らを人間としてここに声をかけたいと思います。そして、マリアンに関しては、女性として声をかけたいと思います。そして、母として彼女を見たいと思います。パレスチナの母を代表して、私は、マリアンが娘さんと一緒に自由の身で日本で暮らす日を期待しています。それを見に戻ってきたいと思います。（同前）

と訴えて証言をしめくくりました。（マリアンとは私のアラブ名です。）

また、重篤な病を押して、仙台から丸岡修証人も出廷し、ＰＦＬＰの軍事ボランティア時代を知る者として、私の「ハーグ事件」無罪を具体的に証言しました。その詳細にわたる記憶の証言は、当時のＰＦＬＰ指揮下の具体的な状況、日本人ボランティアとアウトサイドワーク（リッダ闘争などを担った部局）、アブ・ハニ（アウトサイドワークの責任者）らとの矛盾、「ハーグ事件」当時のベイルートの状況に至るまでくわしく述べました。そしてまた、K調書によって歪められた総括会議の本来の目的（日本赤軍として、ＰＦＬＰから独立した組織をつくりあげようとして何日も続いた総括会議であったこと。その一部として「ハーグ事件」実行部隊から報告があったこと）、それらの会議を主催したのは丸岡証人であり、被告の私は何度か参加したが、K調書にあるような自己批判発言など存在していなかったことを語りました。「依存」から「依頼」に書き換えたK調書についても、これまで、ＰＦＬＰに依存してきたことは、政治的なことで、軍事的なハーグ作戦の話ではないことを語りました。丸岡証人は当時の１１月から１２月の軍事的部署の会議の具体的な様子を証言しました。

また他にも、弁護側証人として、何人もの方々が証言しました。

２　「ハーグ事件」前後の事実関係について（略）

３　検察の論告による作戦主体の恣意的変更（略）

４　第一審判決のハーグ作戦主体認定の誤り（略）

５　事実検証を怠った控訴審判決

１）　ＰＦＬＰのハーグ作戦を示すカルロス証言・新聞記事

２００６年2月２３日の「懲役２０年」の第一審東京地方裁判所判決に対して、「ハーグ事件」などの事実誤認に対して、3月6日、控訴しました。検察側も3月7日に、量刑不服として控訴しました。その後、０６年１１月３０日に、被告である私と弁護団は、「控訴趣意書」を提出しました。（検察側も同日「控訴趣意書」を提出。）

2月２３日の第一審判決は国際ニュースで流れ、フランスの刑務所に終身刑で服役中のカルロスはこのニュースで、私の「ハーグ事件」判決を知りました。彼は、「ハーグ事件」を指揮したＰＦＬＰの人物であり、私が「ハーグ事件」と一切関わっていないことを知る人物です。カルロスは自分のフランス人弁護士を介し、在欧の日本人ジャーナリストを通して、私の弁護人に連絡してきたのです。私が２０年の有罪懲役になったことに対して驚いたのです。マリアンの「ハーグ事件」関与は事実無根の冤罪であり、自分は、マリアンのために無罪の証言を行ないたいとファックスで伝えてきたのでした。

第一審判決はＰＦＬＰのハーグ作戦に対して「日本人独自の作戦」という誤認の上で、「その詳しい内容や時期、場所については、証拠を子細に検討しても明らかでないものの、被告人が直接あるいはアラブの協力組織を介するなどしてWら実行犯とハーグ事件に関して共謀を遂げていたと認められる」と推認し有罪としています。控訴審で正さねばと考えていました。

その時に、カルロス自ら、その誤りを海外から訴えてくれたのです。大変心強いことでした。加えて、７５年7月５日の毎日新聞のパリ特派員による記事を見つけることができました。そこには、「ハーグ事件」の背後にはカルロスが居て、指示しており、フランス当局は、カルロスの仲間のミッシェル・ムガルベルというレバノン人の持物から、当時「ハーグ事件」の実行部隊に支払った金の小切手帳の控えや会計報告なども押収していると書かれていました。これは、７５年6月、フランス当局に拘束されたミッシェル・ムガルベルがフランス当局者をカルロスの家に連れて行った事件に関連した記事です。空港で拘束されたミッシェルは自分の身の潔白を示したくて、カルロスのもとに行ったのでしょう。カルロスは仲間のミシェルを「裏切り者」として即座に射殺し、また同行したフランスの警察官も殺して逃げおおせたのです。この射殺事件によって、カルロスはフォーサイスの小説の主人公にならって「ジャッカル」というニックネームで呼ばれるようになりました。この事件の際の捜索で、「ハーグ事件」が、ＰＦＬＰの作戦であることがわかったという記事なのです。

この毎日新聞の記事も第一審で検察当局が隠していたことも判明しました。この記事を読んで、第一審で西谷検事が質問を行なっていたことが歴然としていました。（第一審W公判で、西谷検事は「ロドリゲス」なる人物についてWさんに質問していました。毎日新聞記事では、このロドリゲスが「ハーグ事件」の現場近くから事件の成り行きを見守り、カルロスらに報告していた人物として捜査線上に浮かんでいると書かれているからです。第一審の時、私は西谷検事がなぜそのような質問をしたのかわかりませんでしたが、この記事の発見によって検察側の質問の出所を知ったのです。）

この記事もまたカルロスの証言も、「ハーグ事件」はＰＦＬＰの作戦であったことを示すものです。

０６年9月、私の弁護人がフランスの刑務所にいるカルロスに会って証言を得て来ました。この時新たにまたわかったのは、私の第一回公判前の２００１年3月の時点で、検察側はすでに牧野忠検事がカルロスを、日仏司法協力の下で尋問し、参考人調書を取っていたことです。このカルロス証言は、「ハーグ事件」がＰＦＬＰの作戦であることを示すものです。ところが検察は、このカルロスの参考人調書を隠し、弁護側には知らされることもありませんでした。弁護人がカルロスに会って初めて知ったのです。検察側は自ら描いた物語に不利な証拠として隠してきたのです。もしこれが、第一審で開示されていたら、第一審判決も、「日本人独自の作戦」という誤認判決は行なわなかったでしょう。

こうした新しい証拠をそろえて、第一審の事実誤認を正すべく、私と弁護団は控訴趣意書を準備したわけです。

驚いたことに、検察側は第一審の主張、「ハーグ事件」はＰＦＬＰアブ・ハニと重信の共同指揮論を引っ込めてきました。そして、第一審判決に乗って、「日本人独自の作戦」論に乗り換えて主張しました。いわく「（1）被告人がハーグ事件を計画立案した首謀者である　第1に、ハーグ事件は、原判決が認定するとおり、日本赤軍が、独自の作戦行動として実行したものである」（検察「控訴趣意書」１４頁）こうして検察側は第一審判決の正しさを強調しながら、第一審論告のアブ・ハニとの共同指揮論から独自作戦論に乗り換えて重信をさらに重刑に処すべきなのだという論理の控訴趣意書を出してきました。

２）　誤認のままの控訴棄却（略）

三、検察の恣意的証拠隠し・裁判所の公正毀損など

１　公判での検察の手口

公判は、検察側優位に進むのは、歴然としています。

民間人であり、他にも多くの事件をかかえた弁護士たちによって結成される弁護団は、涙ぐましい努力をしても、相手が国家公務員として、すべての権力を駆使して有罪を求める検察では、物理的・時間的量の差があります。また特権の差もあります。

第一に、検察側は、権力をもってあちこちから押収した資料や証拠を恣意的に利用できます。被告に有利な情報は

けっして開示しません。そのために、事件の全体を知るのは検察側で被告も弁護人も裁判官も事態全体を理解しえません。ことに３５年前の「事件」では、証拠証言は被告の側には当事者の死亡で有利な証言がえられず、弁護手段が著しく損なわれています。反対に検察は過去の押収物を保管しており、彼らに有利に利用できます。公正に裁くことは無理があります。「時効」として処理されるべき事件です。

第二に、検察の公判操作です。

私が訴追された「ハーグ事件」は、３つの法廷で審理が行なわれていました。３つの法廷とも同じ西谷隆検事が担当し、すべての進行のイニシアチブをとって操作していました。検察側証人を３つの公判に配置しながら、「実行犯」でない私の有罪のための布陣を敷いて進められました。先に結審したW公判第一審検察側「論告」では、実に半分の量をさいて、「重信との共謀」を論じている有様です。

検察のこうした操作の意図は、すでに書きましたように私の判決の際の圧力になるように、「既成事実」をつくろうとしたものです。W公判において、判決の中に「重信共謀」を認定させるためでした。ところが、そのW判決でも私の判決後に出されたN判決でも、「重信共謀」は認定されず、私の「共謀」は無罪となっています。K供述調書の有効性が認められなかったからです。

２　隠される証拠・作られる供述書

こうした一方的な中で公判は進み、検察の証拠提出の操作や秘匿は最後まで続きました。第一審の間は隠されていて、判決後にわかった検察側の２００１年3月のカルロス参考人調書のことは先述の通りですので略します。もし、第一審から、このカルロス調書が明らかになっていれば、第一審判決は誤った判決に至らなかったでしょう。もっとも大切なパリＹ調書も開示を拒んだまま開示されず今に至っています。

カルロス参考人調書、占拠実行部隊のWさん自身の証言、毎日新聞記事になったフランス当局の押収物など種々の証言・物証から、ＰＦＬＰのハーグ作戦指示は歴然としており、検察側はそれを理解していました。だから検察側はそれらを隠しました。そのため、ＰＦＬＰのアウトサイドワークの責任者アブ・ハニと私の「共同指揮」によって「ハーグ事件」が実行されたという筋書きを作りました。そして検察は、Ｙさんに私の起訴日の００年１１月３０日付で、その供述書をあらかじめ作文して持ち込んで署名捺印を強いたのです。ところが、反対に逆切れされて拒否されました。その内容は前に示している通りです。このように、検察側が証拠を隠蔽し自分たちのシナリオにそって事件をつくってきたために、第一審の裁判所にはＰＦＬＰのことがよくわかりませんでした。しかも判決を下した村上博信裁判長は、２００１年から６０回の公判を重ねたうちの、第５２回からしか担当していません（第６１回は論告求刑、第６２回は最終弁論、第６３回が判決です）。そのため検察論告のストーリーの枠の中で考え、ＰＦＬＰのこともよく理解せず、「ハーグ事件」は「日本人の独自の行動」という事実誤認の上での判決を下しました。

こうした誤判決は、裁判官の供述書偏重にあります。各供述書の断片や多くの証言に具体的事実が示されているにもかかわらず、それら作戦をめぐる全体像を分析し、全体の事実を描いて判断していません。供述調書を偏重し、結局くりかえしK調書を有罪論拠とした検察論告を一歩も出ることなく、跡づけしたためです。

なぜ偽りの供述書が作られるのか。その密室の条件におかれると理解できないことでもありません。社会や家族から糾弾されるような罪をちらつかせて、本人の絶望、不安、保身をあおりたてるのです。そして動揺を見て取ると、少しずつ本人もこれはたいしたことを書いてない、大事と思えないように、調書に事件に触れるような一行を入れ込んでいき、身動きできないようにさせるのです。恫喝と圧迫の中で判断力を失い、検察警察の筋書きのままに、署名捺印することになっていきます。K調書の作成過程はすでに述べたとおりです。

弁護側が提出したカルロス供述書や７５年７月５日毎日新聞の記事を取り込んだ弁護側の主張について、控訴審は検証した内容を示すことすらしませんでした。

結局、２００１年3月にカルロスを参考人聴取したことを隠し、強力なシステムで集めた情報を自己有利に利用・展開した検察の、国家公務員の不正とは言えないとしても不公正なあり方が奏効し、事実誤認の第一審判決を生み、弁護側が提出したカルロス供述書などの証拠を含めての控訴審で原判決検証を行なわれずの控訴棄却に至りました。

その結果、私は弁護団とただちに０８年1月２日、上告を申し立てました。そして私と弁護団は、０８年6月３０日に、「上告趣意書」を提出しました。

四、再び公正な裁きを求めます

最高裁判所、裁判官のみなさんに訴えます。

K供述調書の成立過程が示している不信用性、Ｙパリ供述書を隠したままに２０００年になって書かせたＹ供述調書の不信用性などは検証を経た最高裁判決であるのかまったく疑問です。カルロス参考人調書や毎日新聞記事の検察の隠匿は違法行為ではないのかまったく疑問です。アブ・ハニの手紙の不検証、第一審判決・控訴審判決の違法を問うていない最高裁のこの判決は到底納得できません。再びここに、憲法違反の政治裁判の不当性を訴えます。

日本の現在の司法においては、公安事件の被告は、私に限らず他の被告もまた、不当な先入観と偏見に満ちた判決を受けてきました。国家に楯ついた者には、公正な裁判がなされず、政治裁判のうえ報復的に重刑化しています。私たちが国家に異議申し立てし闘ってきたのは、よりよい日本の社会を実現したいからなのです。かつて自由の文化の象徴であったビラくばりや立て看板や落書きすらも犯罪というのは、いきすぎた「警察国家」であることを物語っています。

私は、日本と世界の不正を糺すべく闘いましたが、そのことによって法を犯した行為への償いは当然果たします。だからといって、不当な判決は認めることはできません。検察側のリークの中で、「やったにちがいない」と判決前にマスコミを通して一方的な情報が流されてきました。社会はマスコミを通して、検察警察発表が一方的にいきわたります。こうして「容疑者」は「推定無罪」ではなく、「推定有罪」の先入観の社会の中で裁かれます。この先入観は、また裁判官も持っています。正しいのは検察・国家の側という漠然とした前提の枠の中で裁かれているのです。私たちも、届かない声にしかたがないと思ってしまうところがあります。それでは一方的な検察の恣意を許し、司法を損ね、裁判官は検察官の補完役になってしまいます。

「ハーグ事件」に私は一切関与していません。「ハーグ事件」はＰＦＬＰの作戦であり、その指揮の下で、占拠の役割を日本人が担ったこと、「ハーグ事件」は日本人独自の作戦ではないこと、「ハーグ事件」は「傷害罪」に当たるでしょうが殺意はありません。決して「殺人未遂罪」ではないこと、にもかかわらず検察側による日本赤軍への報復的な罪の最大化の中で重刑が科されていること、この事実は引き続き訴えねばならないと思っています。

最高裁判所審理ではK調書の問題や証拠隠しでの事実誤認による判決の問題をどのように検証したのでしょうか。上告棄却ということは、最高裁判所はこれらの取調べや証拠隠しを「適法」と認定し、事実誤認を「誤認ではない」と認定されたと思われるので、異議を申し立てる次第です。

憲法にも人権規約にも違反したこの最高裁判決を決して認めることはできません。それは個人のみならず日本の司法の公正を問うものだからです。再度の検証を願うために異議申し立てをここに行ないます。

逮捕・起訴・裁判経過

逮捕　２０００年１１月８日
起訴　２０００年１１月３０日
第一審（東京地方裁判所）
公判：第1回（２００１年4月２３日）ー第６２回（２００５年１０月３１日）
第６３回　第一審判決（２００６年2月２３日）
　主文　被告人を懲役２０年に処する。未決勾留日数中１５００日をその刑に算入する。
・２００６年3月６日控訴
控訴審（東京高等裁判所）
公判：第1回（２００７年4月１９日）ー第4回（１０月４日）
第5回　控訴審判決（２００７年１２月２０日）
　主文　本件各控訴を棄却する。
・２００８年1月２日上告
最高裁判所判決（２０１０年7月１５日）
　主文　本件上告を棄却する。当審における未決勾留日数中８１０日を本刑に算入する。
・7月２０日「異議申立書」提出、最高裁が8月４日「本件申立を棄却する」決定。この「申立棄却」決定文書が被告に届いた8月５日で刑が確定。そして8月１６日に「刑執行」となりました。

編集室

独居より　7月16日－8月5日

予想通りの上告棄却、でも、いつもいつまでも皆さんと共に！

重信　房子

7月16日　夕方の空の青さに驚し見る
白き紙片の上告棄却

今日は珍しい晴天です。運動房に出ると、夏の日差しのようです。もう梅雨明けでしょうか。昨日までの7月は蒸し暑い日つづきでした。

「オリーブの樹」100号の発行は7月18日と決まっていました。すでに原稿も送ったので、次ぎの101号である7月8月合併号は、8月の下旬に発行されるようです。もう判決もあるはずだし、今後の「オリーブの樹」は、季刊にするなら「独居より」はどうしようか、そんなことを考えつつ、梅雨の蒸し暑い7月を過ごしていました。

公判の締めくくりとして、前から記していた「公判をふりかえって」を『情況』に載せようと7月、大学時代の旧友が入力編集をしてくれています。みな、7月には判決が出るだろうと準備をはじめていました。

また、大学時代の旧友や、初対面のＩさんや、映画を作ろうとしている20代の青年や新しい友人たちも面会に来てくれて、にぎやかな7月です。

7月12日には、格子のすき間の庭に、もう月見草が一つ開きました。この花が咲くのは夏の盛りから秋へと移る頃なのに、早い。

7月13日には転房。引越しをしました。1年に2度房を変わります。

7月14日には、超音波検査もやりました。肝臓、腎臓、胆嚢、卵巣、子宮などのエコー検査で、癌の転移がないか、異常がないかの検査をしました。そして、肝臓、腎臓、胆嚢には異常がないこと、膀胱の方のガスで卵巣はよくみえなかったが、腫瘍マーカーでチェックしているので、大丈夫でしょうと言われました。

なんだかんだと獄中は多忙です。それにたくさんの友人たちからの楽しいお便りで、世界が広がっています。

今日7月16日は、久しぶりの夏晴れ。そんなきれいな空がルーバーの向こうに広がっています。運動、入浴、手紙書きと慌しい時間を過ごし、昼食の配膳が告げられました。今日は遅い順番で、配膳がまわってくるのを待っていた、そんな11時40分～50分頃、いつもの書類やパンフの交付のように書類を受け取りました。

何の書類かな？ と見ると、「決定」「主文本件上告を棄却する。当審における未決勾留日数中、810日を本刑に参入する」という字が目に入りました。あ、来たな。予想通りの決定。第一審の時のような驚きと怒りもありませんでした。

私の上告を審理する第二小法廷の私の裁判長は竹内行夫さん。この人は、ウィキペディアによると、アメリカのイラク侵略戦争に小泉政権が加担することに反対して具申した、当時のレバノン大使の天木直人さんを馘首した人物として知られている外務官僚親米派だった人です。

二番目に控える裁判官は、元検事の古田佑紀さん。この人は大阪高検の三井環さんの「公安との闘い」（創出版）の中で、「けもの道」に踏み込んだ人物の一人として記されています。裏金を隠蔽するために裏金の当事者を栄転させようと画策して、原田検事総長と一緒に後藤田官房長官にお願いに上がった検察庁の刑務局長です。

最高裁第二小法廷の後の二人の裁判官は、今年1月に任官したばかりです。

そんな訳で、私は竹内・古田両氏の意向でいつ「上告棄却」が決定されるか、という程度と考えていました。政治的報復のごとく、検察の論告でも「テロ集団日本赤軍の責任者である重信を厳しく処罰することは日本の国際社会に対する責任である」と息巻いていました。元外務官僚と元検察官僚がそれを覆すはずはありません。日本の司法の現状です。アラブの言葉でいえば、「らくだは針の穴を通って」日本の社会に戻ることは許さない政治判決がつづくだろうと見極めていました。

それからが大忙しです。なぜなら、明日から3連休。このまま、連休に突入しては準備中の判決に対する声明も遅れてしまいます。また、裁判所に最後の異議申し立ても提出しなければなりません。判決後に、再び裁判所に提出する「異議申立書」に署名捺印する表紙の書式を支える会の友人が入力してくれたので、待っていたところです。せっかくの被告の「異議申立書」も連休中では手配できません。すぐさま「託送電報」2通の申請をしました。こうした突発的に親族や弁護人への電報が、特別「託送電報」として許可されているのを知っていたからです。大谷弁護士と渡邊弁護士宛に判決を知らせ、至急の面会を求めました。

それから、昼食を食べながら15時の投函締め切りまで、書きつづけました。

第1には、「異議申立書」の完成に向けた作業のお願い、第2には、18日に発送されるはずの「オリーブの樹」100号に「最高裁判決を受けて」の声明を号外として同封してもらうための作業。（結局、外で支える会の「オリーブの樹」編集室の方々が100号を再編して、発行してくれました。）第3には、取り急ぎの実務調整のことなど、バタバタと書きまくりました。

ところが弁護士事務所は3連休のため早く伝わらないので、大谷先生の自宅に送りました。また、大谷先生が地方へ出張している場合も考えて、渡邊先生の自宅にも走り書きでつづけて、やっと15時に不十分ながら私の大体の意志を伝えて送りました。

今日中の面会は無理かな……と思っていたところに、メイが4時前に面会に来てくれました。「判決が出たのは聞いた？」と聞くと、「ちょうどさっき大谷弁護士が電話で知らせてくれた」とのこと。「ごめんね。メイに一杯苦労かけて、何もしてあげられなかったね。2022年の5・30リッダ闘争記念日頃に出てくるけどね。でも、メイは大丈夫ね」メイも第一審以来、日本の司法が世界の水準に大きく外れていることを実感しているので、多くを語りませんでした。そして「異議申立」の署名用紙など送ったって。また、大谷先生がこれから来るって言ってたわよ！」と伝えてくれました。こんな時でも10分しか語り合うことができず、別れました。

そしてすぐ夕食近くに大谷先生の面会。先生も多忙のところを駆けつけてくれました。「3連休前に間に合わないと思って。もう面会の締め切り寸前だった！」と、息せき切って走って間に合ったとのこと。短い時間、異議申立書の提出について話しました。

規定では、3日以内に異議申立だけど、休日の時には、その翌日までいいので、7月20日に出すので心配しないでとのこと。

六法の刑事訴訟法415条で「異議申立」は10日以内と記してあったので、私は時間が間に合うと考えていたのですが、それは違っていました。大谷弁護士の話で分かったのですが、死刑などの上告審判決の場合は10日以内ですが、棄却は「決定」で3日以内とのことです。つまり連休明けの20日でも、それから私が郵送するのでは間に合いません。東拘から弁護人を通さず被告も最高裁に異議申立ができるので、私の方からもやってみると、大谷先生と話しました。

また、私は大谷先生には、15時までに書いて投函した手紙のあらましを話して、「オリーブの樹」にこの判決について載せてくれるように、友人への伝言を頼みました。

房に戻ると、郵便物。作成中の「異議申立書」の表紙の書式などが届きました。あと一日早ければ間に合ったのですが、もう出せません。でも、すべての書類を連休の間に校正したり読み直したりして、3連休明けの投函の準備をしようと決めました。

そして、係りの人に「私の方から東拘を通して異議申立をできるのか？」と、聞いてみました。「ちょっと待って」と言って、「異議申立書」のフォーマットを持ってきました。「これに記入して、別個に理由書を添付して送達することになる。今日でも休み中いつでも出せます」とのこと。そうか、それでは私の方からもやってみよう。今日はゆっくり考えて、連休中に提出しようと思いました。

もう一度、最高裁の決定を読み返しました。たった数行の、なんともひどく、10年の結果にしてはあまりに薄っぺら。権力の実体のようです。

7月17日　梅雨明けの青空の風知りたくて
通気孔明けて夏を吸い込む

梅雨明けとなりました。

昨夕どっと届いた友人からの入力した私の公判提出「異議申立書」の書類や、その他の入力分の再チェック。公判用のものをまず優先して作業していたら、もう連休1日が終わりそうです。

午後には、たくさんの友人たちの手紙。大学時代の旧友の話、それに、癌の友人の体調と抗癌剤に脱毛がはじまったので、自らカットしたという写真つきお便り、禅僧のように作務衣を着てなかなかの風格、前よりいいかも……と返事を書かねば。面会した研究者ご夫妻のお便り、そのひたむきさに、自分たちの全共闘時代を重ねつつ読みました。それから旧友の本へのコメントなど、昨日までのお便りにも返事を書ききれず、滞っています。返事を書きたいのに、時間が取れません。

今は新しい条件に作業しなければと作業に集中。

ルーバーの向こうには、からりとした青空。

7月19日　再びの却下覚悟で一字一字
「異議申立書」に署名と捺印

梅雨が明けたと思ったら、ずっと３０度を超える暑さが押し寄せているようです。

朝食後、９時過ぎに刑務官に、「異議申立書」の用紙を請求しました。そして、受け取った用紙に記入し、レポート用紙に理由を記しました。

「異議申立の理由は、第１に、K供述調書に関する認定の不当性、第２に、原判決の事実誤認、検察の証拠隠蔽、控訴審の審理不足と怠慢、第３に、検察の恣意的証拠隠し、裁判所の公正毀損です。

ところが、最高裁決定を受け取ったのは７月１６日昼食時であり、東拘投函締め切りは１５時前までです。その上３連休がつづくため、上記異議申立の理由の項目のみお伝えします。異議申立書全文は遅くとも７月２２日には主任弁護士を通して最高裁に提出する予定です。

３連休の金曜日午後という悪条件下の作業であることをご理解の上、了解くださいますようお願いします」と書いて、９時半に提出しました。

それから、滞っていた「アラブ物語」の手元にあるものの校正をあわててやっていました。「アラブ物語」ももう書きっぱなしで、校正の機会もないかもしれません。

夕方には、早くも速達で友人たちから、「新聞で読んだ」「弁護士から知らせを受けた」と励ましの友情のお便り。本当に心強い。こういう友人たちが、いつもエネルギーをくれます。山本さんからもお便り、「上告棄却を知って、すでに面会要請が殺到しています。７月下旬までの面会希望者を取り急ぎ伝えます。アレンジしつつ、もう無理と要請を断っています」とのこと。

８月上旬までは、面会は可能だと思うので、連休明けたら、山本さんにそれを伝えたいです。会えなくなる前に、一人でも多くの友人たちとアクリル板越しながら握手の手を重ねたい、そんな思いです。

今日は、友人たちに別れの挨拶の手紙を書きつづけて、夜になってしまいました。友情への感謝の手紙をきりがないほど書いています。

この３連休、クールビズか、廊下の冷房は効かず、密封パックで蒸し風呂状態です。明日は苦情と改善を訴えねば。

７月２０日　黒揚羽吉兆なのか近づきて
幻のごとく彼方へ去りぬ

今日は３連休明けです。

「願い事」の手続に忙しい。上告棄却の送達を受けた金曜日夕方に着いた文書の書き込み許可の事後承認を求めたり、署名捺印の申請など、とにかく第１に「異議申立書」の送付の準備です。それに、苦情改善願いも出しました。「３連休中の『クールビズ』による冷房の温暖化は普通の官庁と違うのでやめてほしい。密封の独房は蒸し風呂です。加えて、廊下から汗臭いにおいが入り込んできて、衛生上も全く良くない。前の冷房温度に改善してほしい」と。

運動房に出ると、不思議に、格子の向こうから黒揚羽が私の方に、ふわりふわりと飛んで来たではありませんか？！ え？！ 黒揚羽、めずらしい！ 旧舎の２００３年までは、春には紋白蝶、夏になると黒揚羽を何度か見たくらいでした。以来、新庁舎になってから一度もそんなことはありませんでした。びっくりして見つめると、「ひゃあ」というように方向転換して、彼方に翔んで行きます。もう運動時間の３０分の間、何度見ても黒揚羽はいません。幻のように一度だけ。何だろう……、彼岸から家族か友だちが何か伝えたかったのか……と、思いました。きっといいことあるな……と、なんだか心に残る気分です。

房に戻ると、冷房が効いていました。私だけでなく、いろいろな人から苦情が出たのか、汗臭い匂いに当局側が設定温度を変更したのか、廊下の冷房が戻っていました。

午前中に、嬉しいことに、宮崎先生が駆けつけてくださいました。判決を残念がり、公判第一審の検察の不公正なあり方をまた訴えたり、指摘しあったり、話をしました。先生と出会えたこと支えられたこと、貴重な対話ができたこと、お礼の思い一杯で別れました。元気な先生は、８５歳。８月はハーグの学会へ行かれます。「あ、ハーグのフランス大使館も見てきましょう」などと笑っておられました。

午後には、Mさんと中学生の息子さんと山本さんの３人と面会です。息子には前にも会ったのですが、すごく背も伸びてとてもステキな少年。勉強嫌い、音楽好きです。「それでいいよ！」留学して音楽をやりたいとのこと。がんばってね！ と語り合い、また、山本さんから『『オリーブの樹』１００号は全部再編集して出したから心配しないで！」とのこと。ありがとうございます。

夕方には、「宗像教授異考録」などの本も届きました。また、多くの友人から判決に対しての怒りと、今後会えなくなることなど、熱いお便りありがとう。返事が間に合わないのが申し訳ないところです。私の方は、「受刑者」になると手紙は出せないけど、友人たちからのお便りはこれまでどおり受け取れますので、また、書いてください。きっと今以上に外とのつながりをみんなの手紙で、知りたいはずの私です。

７月２１日　猛暑日の診察室で医師の声
「腫瘍マーカー下がりましたね」

今日は猛暑日とさかんにラジオから言っています。

連休中に作業していた裁判関係以外の「アラブ物語」の校正や、検察が公判に提出した書面のうち、組織活動上の文献を項目別にリストアップしたものなど山本さんに送達。

午前中には、渡邊弁護士がみえて、２０日に弁護人４人の名で裁判所に「異議申立書」を提出したことを、その書面を示しながら、伝えてくれました。

午後、サンダーソニアとランの花が届きました。ありがとうございます。

３時過ぎに、診察の呼び出し。今日は、第４クールの抗癌剤がどうなったか結果を知らせてくれる日です。医師は、まず、血液検査の結果からと、コレステロールも正常なこと、少し貧血で、ヘモグロビンと赤血球の値が低いことを伝えてくれました。そして、腫瘍マーカーCEAは２０．５で、前回の２１．１より少し下がっていること（正常値は５．０以下）、CA１９－９は、正常値７３．０以下のところ、８９．３で、前回の１１２．４からぐんと下がりました。そして、卵巣癌チェックのCA－１２５（正常値は３５．０以下）は、８．２でした。

全般に緩やかに抗癌剤が効いているので、明日から、また、第５クールをやっていきましょうとのことです。そして、体調はどうかと、聞かれました。「体調は良いし、腫瘍マーカーも順調に下がっているので、ほっとしています」と答えました。そして、明日から第５クールのTSIの経口とシスプラチンの点滴を行うことを確認しました。

ちょうど房に戻ると面会の知らせ。あわてて面会室に行きました。

いつもお世話になっている旧友と面会。本当は、私の大学の先輩も一緒に来る予定のところ、ちょうど私の異議申立書裁判所用の書類を送ったので、その作業で来れなかったとのことです。多忙にさせてすみません。これまでもありがとうございますと、平身低頭の挨拶。

そして、今医者に聞いた診察の良い結果を伝えました。明日、メディカルレポートを弁護士の方に送りますと伝えました。そしてこれまでの数々のこと感謝し、みんなによろしく！ と伝え、別れました。

夕方、いくつもの激励のお便り、ありがとうございます。何度か訪れた、２０代の、映画を作りたいという青年より大量の質問。今からは本一冊を書くような質問に答えるのは無理だけど……。

７月２２日　姉と義姉「腫瘍マーカーどうだった？」
面会越しの第一声なり

第５クールの開始です。診察結果をメディカルレポート NO．５４として、弁護士に送りました。友人への返事なども同封。

午後には、義姉と姉の面会。第一声は「診察どうだった？」と姉。「全体に少し下がっていたし、順調！」と言うと、大喜び。それからいつも昔の３人の２０代に戻ってワイワイと話。メイ宅に招かれてアラブ料理を作ってくれた、おいしかったとか、千葉の別宅に植えたアロエや野菜は育ってきて食べ放題だし、近くに住む私の大学時代の旧友とも交流して助けてもらったりしてるとか、いつも楽しい話で励ましてくれます。

夕方には、多くの友人たちの面会の話や励ましのお便り。本当にありがとうございます。返事書ける分は書きたいと思います。それに本もたくさんきました。

その中の一冊に、友人が送ってくれた「樺美智子聖少女伝説」（江刺昭子著）がありました。思わず直ぐに読み始めました。

当時の闘いの環境と条件の中で、どのように学生たちが闘って来たのかそれがまず自分たちの学生自治会活動に先行した闘いとして実感できました。

そして、また、当時様々な党派や政党の分裂や対立はありながら、樺さんが犠牲になったことで、国民葬のように一つの流れを作った一時期もあったこと。しかし、日米安保改定の成立の後に、敗北していく流れも浮かびます。根本から変化を望まなかった支配層の敗戦後の流れの方が経済成長と共に、力を増していった節目の時代を見る気がします。戦前の官僚支配は、一度も死んではいない……。

そして、また、著者は「聖少女」とされた樺美智子さんの実像を捕らえようと、家族友人たちから聞き取っていて、当時の歴史を知る良い本です。

私は、本の中に「樺茂樹」という名を見つけて「あ、あの人だ。やっぱり」と思いました。樺さんの２番目の兄として、本の中に出てきました。茂樹さんと会ったのは、新宿の末広亭の直ぐそばの「ロスアマンテス」というスナックバーに私がアルバイトをしていた時です。

このバーに私が勤めだしたのは、また、たまたまの

ことでした。お茶の水駅ホームに沿った高台に山水園という焼肉料理店がありました。私たちが学生会館に泊まりこんでいた時代ですから、６７年か６８年の頃のことです。夜、金の持ち合わせを数えながら、お金がある時には、現思研の仲間たちと行ったのが山水園です。１１時過ぎの閉店間際によく駆け込んで、２階を占領しては、論議しながら焼肉やクッパを食べていました。

いつも私たちが行くと、２階の隅で、一人でニコニコと私たちの話を聞きながら食事をしている５０代～６０代くらいの男の人が居ました。この人がある日山水園のＫというマネージャーと一緒に、私に頼みがあるというのです。

「あなたたちが来るたびに楽しく話を聞いていました。どんなことをしているか、お忙しいのは分かるのですが、お願いがあります。私はこの店のオーナーです。実は新宿の方に新しいタイプのフロアーバーを作りました。これから開店ですが、あなたにこの店のレジを任せたいのだが、やってくれないか？」と言い出したのです。目を丸くしてびっくりしている私に、「いや難しいことではなくて、レジの金の管理をしてくれればいいですから。気が向いたら接客をすればいいです。あなたは才能がありますよ」と言うのです。

興味津々。ちょっとアルバイト代のお金も良かったし、新装開店から勤めました。

ビルの地下にあった広いフロアーで、カウンターが長く楕円状に広がっていて、内側には接客の女性たち３０人くらいがサービスします。外側の止まり木に客が座るのです。怪しげでもないし、当時はやりはじめた大衆バーというところでしょう。入り口の看板は電気で明るいすりガラスの写真で、私が接客中笑っている姿で、その上に「ロスアマンテス」とありました。

この店はサラリーマンが多く来ました。サラリーマンはグループで来ると、猥雑な話をしますが、一人の時は、みな疲れをいやしリラックスに来るようです。会社の愚痴や自分の故郷のなつかしい話や、女の子を射止めるにはどうしたらいいか、といったたあいのない話が一般的です。遠山さんも誘って少しだけ勤めました。でも、彼女は酔客を「いなす」とか、「あしらう」のが苦手で、絡まれるとまじめに論争したりして疲れてしまうようでした。

大学の仲間にも只で飲みにおいでと言ったので、一度だけ訪れて、「なんだ『ロスアマンテス』じゃなくて『ブスアマッテマス』じゃないか！」などと悪い冗談を言っただけでした。でも、本音は私や遠山さんが接客しているなんて、飲みたくないとみんなで言ってたようです。いい仲間たちでした。

この「ロスアマンテス」で会ったのが樺茂樹さんです。一人静かに飲んでいました。背の高い細身の男性だったと記憶しています。会計の集計をしていたので、もう遅い時間。女の子たちも帰って、カウンター内の接客の人も少なかったので私が対応しました。何の話からか学生運動の話になり、ベトナム反戦の話になり、「楽しく飲めるなあ」などと言って、ひょいと名刺を差し出しました。こんなバーで名刺をくれる人はあまりいません。何とかオートという会社名と「樺茂樹」と書いてありました。「あら、樺美智子さんと同じ苗字ね！」と私が言うと、「妹です」と言うではありませんか。びっくりしました。それから当時の話を夢中で語り合いました。

そうしたらいつの間にか近くにいたインテリ中年の酔客が絡んできました。ちらちら話の一部が聞こえたのでしょう。「ブントブントと軽々しく言うな！ お前らのようなこんな所にいる人間にブントが分かってたまるか！」と怒鳴りました。私は、「あら、ブントって、そんなに高尚なものだったかしら？こういうあなたの言う場末で、ブントが語られる方が光栄だと思うけど？！」と言い返して笑うと、樺さんも笑いながら、「ブントを愛する人がいるんですねえ」と言いました。もう「蛍の光」の音楽が流れて、閉店です。「また、どこかでお会いしましょう」と別れました。

会計を集約して、私はいつも最後頃に店を出るのです。外に出ると、雨が降り始めていました。そして、樺さんが立っていました。「傘をお持ちではないでしょう。濡れるので、送りますよ」と、傘をさしかけてくれました。そして、新宿駅の西口まで一緒に歩きながら、たあいのないことを語り合って、別れました。大学仲間の一人のような暖かい雰囲気の人でした。

そして、この本の次兄「樺茂樹」という名でふと思い出しました。夜の活動と新宿の勤めは時間の折り合いがつかず、数ヵ月でやめてしまいました。思いのままに生きていた時代の一こまです。

７月２３日　汗一闘大暑の中を旧友来る
語り合いしはお茶の水時代

今日は大暑。猛暑日が連続しているようです。

判決を受け取って、一週間目の金曜日。残っていた作業も少し減ってきました。また、もう、こうして自由に書ける時間ものこり少ないので、あせって、「独居より」も書いています。

刑を執行されると、１ヵ月４回だけ、しかも便箋に字数制限を受けて５枚以内しか投函できないという受刑処遇です。面会は月に２回。面会よりも発信制限が辛そう。これまで「１日１通」という制限ながら、弁護人宛は制限が無かったので、弁護人を通して伝言してもらう形式で、自由に伝えてきた手紙書きはできなくなります。それを思うと、また１通でも手紙に返事を出さないと！と、張り切ってしまいます。

午前中に、大学時代の女友だちの面会。「面会がもうむつかしいと言われて、もう会えないと思ったら、急遽ＯＫになったのよ！」と、なつかしい対話。大学時代の文学研究部仲間です。ライターの彼女は最近良い本を出しています。検討を！と、お別れの挨拶。必ず、また、お茶の水で会いたいね、と語りつつ別れました。

午後には、渡邊弁護士と小口弁護士もみえて、夕食時まで多忙でした。

夜はなつかしい人、楽しい人、教えてくれる人、ライターの方、友人の８月の面会予定のことなど、多くのお便り。ありがとうございます。友情が私をいつも元気に育ててくれます。

７月２４日　望むなら何物にでもなれると羽ばたいた
我らの時代の友は変わらず

今日は公判書類のリスト化、整理もあり、また、「さわさわ」への文章準備も週末にするところです。朝「異議申立通知書」を見せられました。最高検察庁の日樫眞久名で、４人の弁護人が７月２０日付で最高裁決定に対して「異議申立書」を提出したと言うことを、私に伝える書類です。

今日は、お茶の水の「祭」に集まって、土曜会が行われるようです。旧友の手紙にも、判決が出たので、みな心配して集まるでしょうとのこと。逮捕以来１０年の間、６０年代に同じ大学で共に闘ったという友情と連帯でずっと支えてくれた友人たち、ありがとう。でも、これからもよろしくお願いします。

８月５日　追記

今日は８月５日です。先ほど１４時１５分～２０分頃に、最高裁の８月４日付決定を送達されました。上告棄却に対する弁護団と私の「異議申立書」は「棄却決定」されました。これで、８月５日付で刑が確定しました。この間は、パレスチナやレバノンのこと(レバノン南部での、レバノン軍兵士とイスラエル兵との交戦や、イスラエルの戦争挑発に対するヒズブッラーの体制など)を書きたいと思いつつ、多忙で叶わずにいました。

依頼されている宿題と、また、刑の執行に備えて、公判文書や私物の宅下げ手続に追われていたためです。宅下げの文書をリスト化する作業が今も続いています。そのために、「独居より」も日々書ききれずに最終日を迎えています。

この間のことをふり返ってみますと……、

７月２６日

大学時代の仲間たちの面会。面会に来たＹさんのやっている明大ブログの話から、旧友たちと盛り上がり、書く約束もしてしまいました。２４日の「土曜会」には上告棄却の後だったので、多くの旧友が駆けつけてくださったそうです。ありがとうございます。

午後には、夏の花ひまわりも届いて、房内は夏まっさかりです。

７月２７日

旧友から不思議なオレンジ色のバラが届いた直後に友人と面会。語りきれない思いを抱いて、別れの挨拶をしました。「ちょうどリッダ闘争５０周年の頃が満期なので、京大西部講堂で、『オリオン頌歌』も、『ライラのバラード』も『インター』も共に歌いましょう！」とお別れ。

７月２８日

寂聴先生もお別れに来てくださいました。「何かあった時にはお世話になります」。米寿の寂聴先生はしゃきしゃきとお元気です。「必ず京都の寂庵で会いましょう！」と別れました。

夕方に、２人の死刑執行のニュース。千葉法相は東京拘置所で、自ら執行に立ち会ったことを述べた上で、法務省内に死刑執行に関する勉強会を立ち上げることを表明しました。「死刑廃止」を信条としながら法務省の官僚に取り込まれた変節です。千葉法相が選挙に落ちたのも、情報公開をけじめとする、司法の変革らしいことを何もやってこなかったからだったのです。ところが落選によって「民意を反映していない」とマスコミにたたかれ、「民意である死刑執行」に乗り出してしまったようです。官僚の要求どおりに。

「法務省内部に勉強会を作る」それ自身がすでに千葉法相の無力を示しています。「法務省の外に第三者機関として作る」となぜ言えないのでしょう。誠実なつもりで、「人殺し」にも立会い、「良心」を示したいと法務省官僚の思惑に乗って行動したに過ぎません。国家権力に絡め取られていった千葉さんの無能な、その痛ましさと官僚権力への怒りを抑えることができません。死刑執行に、結局署名指令するような「主体性」。

菅内閣の官僚依存体質をみごとに示したものと言えます。

７月２９日

点滴。今日は早くはじまったので、１３時半には終わる予定でした。順調に進んだのですが、抗癌剤入りの３パック目の点滴が遅くて、２時間のところ４時間近くかかり、３時２０分に終わりました。３時半以降なら面会ＯＫと予定を入れていましたが、３時前に友人たちがみえて、あわてました。点滴の針を抜いて、血圧を測ると、髪も梳かさず走る思いで面会室へ。逮捕時に迷惑をかけてしまったなつかしい友人たち。いつも変わらない心をありがとう。お互いに元気で再会を確認しました。

７月３０日

雨。午後から晴れると、みどりとメイがみどりの子どもたちと共に面会。メイとみどりの子ども時代を語り、美しい子供たちを語り合い、あっという間に時間切れの１０分でした。

３１日から

週末には、週明けのゆうパック作りに向けて書類のリスト化で大童です。若い友人からの質問の返事も書かなければ……。夜零時を過ぎた頃でしょうか、月がぽっかりと渡って行くところでした。久しぶりの月をじっと見つめてあれこれの友だちを思い出しました。私の人生はいつも友だちと家族に支えられてきたなあ……と。

週があけると、**８月２日**は一日中宅下げ手続の書類書きでつぶれてしまいました。

午後には、元と現の「オリーブの樹」の編集の友人たち。長い間１０年もありがとうございます、とお礼方々これからも一杯のご迷惑の伏線を張って挨拶。旧友たちはいつも明るい。ありがたい仲間です。

夕方には別れを惜しむ励ましのお便りをたくさん受け取りました。ありがとう。

８月３日

この日のことは書かないと！ 運動房に出て狭い房を走った後、アジサイのプランターの脇に蟬を発見！油蟬です。今年は初。手にとろうとすると、ぎゃーぎゃーと暴れました。まだ生きています。もう寿命を終える時なのでしょう。コンクリートの床よりも月見草と茅とよもぎの草地の方がいいだろうなと、すき間から下に放り投げました。少し飛びながらたくさん花をつけた月見草の中に降りてゆきました。よかった！ 今日は良い日です。

午後は、嬉しい「さわさわ」の仲間たちが奈良の森本さん、大阪のかおり女さん、京都から田川爺が来てくれました。東拘で、新法以来数年ぶりに面会時間の延長を申請したら、５分くらいか延長許可してくれました。３人も地方から来て１０分ではと考慮したようです。嬉しくて高揚気味、「夕焼け小焼け」の歌をみんなで歌おう！と言われて歌いました。歌う直前に田川爺が「我々の側に取り戻せなくてごめんね」と言ってくれて、涙。こちらこそどれだけ励まされたか……。ありがとうと、ただ頭を下げました。

それで、私も友情に応えて、本邦初公開の歌唱！「赤軍兵士の歌」を歌いました。

１、闘いの中で　我ら育ちゆく
　　裏切りと牢獄を　恐れず
　　進め進め　自由の戦士
　　人民の娘息子たち　我らは
２、敗北の中で　我ら学びゆく
　　団結を求め　信頼に応えん
　　進め進め　自由の戦士
　　人民の娘息子たち　我らは
３、勝利の松明を　掲げよ進めよ
　　人民の魂を　一つにつなげ
　　進め進め　自由の戦士
　　人民の娘息子たち　我らは

歌いながら、数々の情景が横切り、また、目の前の友情の瞳の涙と見つめ合って少し声が震えてしまいました。そのあと、「今日の日はさようなら」を歌ってくれました。“信じあう喜びを大切にしよう。今日の日はさようなら。また会う日まで”。そして、これからのこと「和歌山」刑務所なら近いね」とか、今日会えなかった友人へのメッセージとか話しみえてているうちに延長してくれた時間も終わりです。「時間です」の声と同時に３人は打ち合わせていたらしく、一斉に「インターナショナル」を歌いはじめました。私もアクリル越しに手を重ねて、「インター」を歌い合いました。係りの人に叱られつつ、お互いに見つめ合って、「インターナショナル」の合唱！ ああリッダ闘争５０周年にスクラム組んで歌いたい！ 絆を確かめ合うようにサムアップをして別れました。

その後すぐに「さわさわ」の仲間は、東拘から「土曜会」の仲間のお茶の水の店“祭”で「オリーブの樹」の編集や支える会の友人たちと、今後のことを話し合うことになっているそうです。ありがとうございます。みんなに支えられてばかりです。

８月４日も、荷物宅下げ整理はつづいています。

午前中に足立ファミリーと面会。なつかしいオマイヤ夫人に愛くるしい飛びきり美しい娘も一緒に。娘の話で持ちきり。オマイヤさんもますますたくましい。足立さんも、かつてＰＦＬＰ政治局を悩ませた姿というより穏やかな紳士みたい。

ＰＦＬＰのハバシュ議長が言ったものです。「マリアン、わが党に一人アラビア語のできない政治局員がいるんだよ。そいつが会議が始まると会議をいつも中断させるんだ。誰だか知ってる？！ ナビール（足立さんのアラブ名）って言うんだ」と、ジョークを言っていたのを思い出します。

日本赤軍の同志に、安全上の何かあったかも知れないという時には（またその回数も多いのですが）、ＰＦＬＰの政治局会議の護衛の阻止を振り切って、「緊急事態だ！」と言っては会議を中断させて、政治局員らに各方面に確かめさせたりしていたので、そんなジョークを言われたのです。

でも、ＰＦＬＰの人はみな家族のような付き合いで、寛大でした。その頃のことを思い出しつつ、穏やかに話す足立さんを見ていました。いいファミリー！ 別れの挨拶ができて良かった！ ありがとう。

午後に大谷弁護士と面会。もうこれが最後の面会と設定したのに、会った時点ではまだ、「棄却」が届いていません。もう今日明日ですねと言いながら、病気のこと、受刑処遇後のいくつものことを打ち合わせました。弁護人はやっぱり心強いし、力強い。感謝。

夜はちょうど「さわさわ」の「短歌で遊ぼう」の原稿が届いて、その作業。間に合った。

こうして８月５日を迎えたわけです。

ずっと荷物整理したり、宿題をしたり。

午前中、ちょうど「さわさわ」の文章を送ったところに、「図書新聞」のゲラ（『日本赤軍！世界を疾走した群像』というので、前にインタビューした記事などを一冊にまとめたもの。８月末発行らしい）が届きました。あわてて「書き込み許可」を取って、作業。今日中に送り返さないと、きっと遅れては困るだろうと。

その作業がほとんど終わりかけた頃、午後２時過ぎに、「最高裁の決定が来ました」と、「異議申立棄却決定」を受け取った訳です。３時の投函締め切り前だったので、急いで友人への伝言を弁護士に送りました。今回の「棄却決定」は実務的に「あ、来たな」という感じでした。それ以上ではありません。

先日、渡邊弁護士が満期の目処について教えてくれました。確定日より２０年後からマイナス未決算入日数（編集室註：裁判中[未決]の日数を刑期に算入すること。ただし全日数の内の算入日数は裁判所が算定する。重信さんは２０年が刑期です。）が満期とのことです。大体５０年目の５・３０リッダ闘争記念日の頃になります。「みんなのためにも生きて出て来いよ！」そんなことを言ってくれる、みんなの友情に感謝しつつ、そうした思いに応えたい。

ちょうどあわてて投函を終えた３時過ぎ、Ｏさんが娘と会いに来てくれました。いろんな人の伝言を伝えてくれてありがとうございます。１２歳の娘は素直で、ステキな少女。お父さんは鍋を焦がしてしまったり、魚を焦がしてしまったりするそうです。お父さんはあわてていました。でも幸せそうな父娘に感謝です。子どもと会えるのは嬉しいです。

すでに、Ｏさんはもう異議申立棄却決定を知っていて、会えないかも知れないと思っていたそうです。「これまでの例では、後１０日くらい間があるようですよ」と、私は伝えました。あっという間のお別れの挨拶。友人からも最高検に取材した記者の話として、執行はお盆の頃と言われたというのを聞きました。とにかく、これで、８月５日付棄却決定。刑は確定しました。心配し励ましに来てくださったみんなの友情と絆に、今も日々慌しく楽しく過ごしています。

ふり返れば、逮捕をきっかけとして旧友と再会して、昔のように語り合い、公判を通して新しい友情に出合い、逆境とは言え、幸せな日を過ごしながら生きてきました。

これからは、厳しい制約の中で、自由は損なわれてしまうでしょう。それでも、これまでも初心の志を鍛えられながら生きてきた人生です。友情の絆に希望を重ねて、自分にできることをこれからもつづけていきたいと思っています。みんなありがとう！ みなさんありがとうございます。これからも共に！

刑の確定通知を受けて　　８月５日

１００号の誤植のお詫びと訂正

＊４頁１６行目　論告に放って→論告に倣って
＊４頁１５－１６行目「それらは、かつて裁判所が一度も使用してこなかった不定義な『テロ』なる用語を論告に倣って判決文に用いたことにも、表れています。」を４頁下から１３行目の「～有罪判決を下しました。」の後に移動。
＊５頁１４行目　～公式な裁き→公正な裁き
＊１０頁左下から６行目　内ゲバ→内内ゲバ
＊１２頁右下から５行目　同盟あった→同盟者であった
＊１５頁右１６行目　「最小不幸社会」→「最小不孝社会」
＊１７頁左１０行目→　自転写→自転車
＊１９頁左下から１５行目　送ってき来て→送って来て

８月２５日現在の私の実情

重信　房子

大谷先生はじめ弁護団のみなさん、友人たちに感謝します。長い間ありがとうございました。これからもまた宜しくお願いします。

以下この間のことを記して送ります。８月２５日現在の私の実情です。

執行――８月１６日朝の点呼時に「今日執行です」と告げられて、すぐ電報打ち、投函用郵便（未了のものもあり）仕上げなど朝食時に必死に。朝食後すぐ荷物全部を持って領置調べ室へ移動。まず本籍氏名など確認の上、本日の刑執行を告げられる。その後第二関節まで１０指の指紋取り。その後、他の男性係員が来た。

満期通告――この係から、第一審第二審最高裁までの節目の日（何日控訴、何日上告など）を読み上げて、「裁定２３１０日、法定６８１日、合計２９９１日が算入されて満期は２０２２年５月２７日です」と告げられる（編集室註：懲役２０年の満期は２０３０年８月４日であるが、裁判中の未決勾留日数約３４００日［第一審第一回公判０１年４月２３日ー最高裁決定１０年８月４日］のうち２９９１日は刑［２０年］を果たしたものとして本来の満期から遡って差し引かれる。釈放は満期の翌日５月２８日［土曜日］）。裁判費用免除なども。

領置調べ（私物整理）――ほぼすべての私物は使用不可（下着も。レースや色もの。文具、万年筆、筆ペンなど、Ａ４事務箋、インデックス，付箋）。官製ユニフォームに着替えて私物宅下げをする。刑務所へ持って行くのはジャンボバック（底面１８×４０センチくらい、５０センチくらいの丈の麻袋）に入る量以外認めないとのことで、持って行こうとしたものすべてを宅下げ。ほんのほんの少しの下着一式、公判文書など入れたらいっぱい！　メディカルレポート No.１ーNo.５５も不可。

受刑処遇――受刑処遇で房に戻る。朝８時半くらいから１１時過ぎまでの領置調べを終えて新しい房、新しい呼称 No.となる。「所内生活の心得（既決）」、「休養者心得」などのパンフが備えつけてあり、若干の説明。すぐに身上申告書、外部交通（面会、文通別々）申告の書面に記入を促される。この作業に昼食はさんで１３時まで。

身上申告書――主なものは身柄引受人（長女メイ）、緊急連絡先（実姉）、病歴、犯歴、判決に不満あるか？（事実誤認の上の判決。「ハーグ事件」無罪を主張して記した。）加入団体の記載（ブント赤軍派、日本赤軍）。

外部交通申告書――面会は親族のみとのことで、これまで訪れた親族１０人を書いた。手紙信書は私の発信する宛先を書けとのことで、姉、メイ、大谷弁護士、宮崎弁護士、渡邊弁護士、小口弁護士、岡村、山本、森本などを記した。（受信は制限なしとのこと。）

「心得」――先に記した「所内生活の心得（既決）」では、面会月２回、発信４通便箋７枚以内（「弁護人に選任などの手続きなどで出す手紙は特別発信か？」と聞いたら４通に含まれる一般同様とのこと。）大阪の医療刑務所から２００９年２月に戻って以来ずっと休養者の札が下がっていて、未決時は自己責任であった。受刑者となると働くことは不可。業務時間（８時前から１１時５０分、１２時２０分から１６時２０分）は、パジャマ着用で寝ていなければならない！　筆記用具は業務開始時に房内から引きあげ、業務終了時に戻されるシステム。読書筆記も禁止！　普通の受刑者として働けるように申し出たが、休養処遇が解除されないと不可。「寝てなさい！」とのこと。寝すぎです！

処遇調査――８月１８日午後、２時間弱と思われるが、処遇調査が行われた。私服の３０代後半から４０代初めの女性が、すでに書いた身上申告書を軸に質問しつつメモ化。病歴と現状の治療についてと、大きくは判決に対してどう考えているか？　これが長く話になった。これまで主張したことを説明。ハーグＰＦＬＰ作戦云々から説明。資料はよく読んでいて質問もしていた。「そうするとまったくちがう話なんですね」。また日本ではテロリストとなっていて、「あ、私テロリストなんだ！」と思った事。なぜなら、アラブではリッダ戦士は坂本龍馬のような英雄云々と説明。「あなたは『反省してない』ととらえるかもしれませんけれど、「ハーグ事件」などやり方は間違いだったことはくりかえし述べています。ただ事実として、「ハーグ事件」、Ｏ事件（編集室註：Ｏ出国時の不正旅券取得事件）には関わっていない」と述べた。「反省なし」ととらえたかもしれないけれど、再審も求めていくことを表明しています。どこに移監してほしいか？と聞かれて、「どこも知らないが、医療条件が良いところに」と答えました。「質問があれば、またいつでも聞いて下さい」と伝えて終わり。

今後の見通し――まだ新しい条件に慣れていず、一つ一つ未知の領域を学習中です。ただ新法（編集室註：２００６年に施行された「刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律」（当初は「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」であったが２００７年に増補改称。明治以来の監獄法にかわって、通称「新法」と呼ばれている）になってから、移監は昔と違ってとても早いとのこと。２週間から１ヵ月程度とか。（Wさんの時は４ヵ月くらい。）処遇など「心得」の中に、受刑態度を評価する制度があり、「期間は原則として毎年４月から９月までと、１０月から翌年３月までの６ヵ月ずつとし……」と書いてある。これによると、Wさんも３月移監（４月からのタームのため）。私の場合は９月中に移監になるかもしれません。９月に入ってから、弁護人との面会を申請しようと思います。再審公判用に、８月９日に大谷先生の弁護士選任の署名捺印の書類は送っています。８月１７日に渡邊先生と面会し、その折に選任届を出す予定でしたが、ちょうど１６日の執行で叶いませんでした。

移監は去年大阪に移監して経験していますが、予告なし、前日夕方に領置調べて荷物整理、翌朝４ー５時前出発というやり方でしょう。そして到着後に、親族しか電報を認めなかったのです。多分同じパターンですので、姉から大谷先生らに伝えてくれることにしています。また新しいところで、同様の処遇調査や外部交通申告を行うと思うので、弁護人との面会が東拘で実現しなかった場合、ひき続き求めていきます。丸岡さんの例では、移監先で、処遇などの調査で約３ヶ月近く購入も（新聞も？）不可で、資料などの交付にも時間がかかったとのことでした。６ヵ月は学習期間として、まず新しい環境を虚心によーく、好奇心をもって、学んでいくつもりです。

以上がこの間の新しい８月１６日以降の姿と、予測不明の見通しといったところです。８月５日（確定日）を自由への旅の出発の日として再会をめざします。これまでのすべてに感謝しています。

別れの言葉

重信　房子

レボリューション　全世界を変えると
喜びの中で闘い生きた　愛レボリューション
命がけの正義も恋も　恐れを知らず
レボリューション　フォーエバー
今　運命（さだめ）を終えて　新しい旅立ち
別れの言葉は　ありがとう

レボリューション　ヒューマニズムの銃口
喜びの中で闘い生きた　愛レボリューション
パレスチナの正義も友も　永遠の命
レボリューション　フォーエバー
今　運命（さだめ）を終えて　オリオンを見上げる
別れの言葉は　ありがとう

レボリューション　不条理に抗して
喜びの中で闘い生きる　愛レボリューション
我が行手は不帰の門と　人は言うけれど
レボリューション　フォーエバー
今　運命（さだめ）を終えて　新しい旅立ち
別れの言葉は　別れの言葉は　ありがとう
乾杯の日まで！

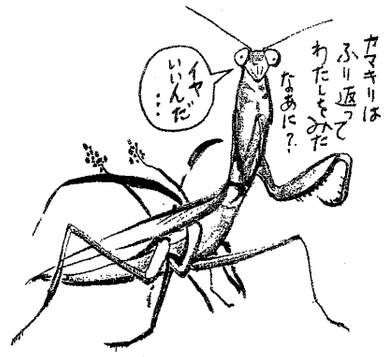

★緊急行動★―丸岡修さん弁護団、「刑の執行停止申立」(第５次)を提出する

拡張型心筋症の丸岡さんに生きる途（みち）を！の会

宮城刑務所に収容されている無期刑囚、丸岡修さんの弁護団は、このたび、緊急に「刑の執行申立」を検察庁に提出することを決定しました。これは、「拡張型心筋症」で重病に陥っている丸岡さんの容態が、直近の数値でこれまでの最悪状態を示しており、文字通り「命の危険」に遭遇していることを受けての緊急行動なのです。弁護団および丸岡さんを支援する私たちは、今回の「申し立て」で、何としてでも「刑の執行停止」を実現させなければならないという必死の思いで取り組んでいます。

前回の「刑の執行停止申立」は、今年の２月１０日に提出しました。その内容は、４名の「循環器系」専門医師の、「極めて危険な状態にあり、ただちに入院治療が必要」という意見書と、「丸岡さんの入院を許可します」という「入院承諾書」を添付した、完全なものでした。にも拘らず、検察側は「執行停止をしない」という決定を下したのです。これが３月３０日でした。

私たちはこの決定を、検察による「未必の故意による殺人」にも等しいものと受けとめ、ただちに、「処分庁は、原告に対する刑の執行を停止する決定をせよ」という内容の「義務付け訴訟」を提訴しました。しかしながら、提訴後わずか２週間で、裁判所は、この提訴を「不適法であり、却下する」と、いわば「門前払い」にしたのです。

今回の「刑の執行停止申立」は、第５次になります。弁護団および私たち支援者は、人間としてまったく当たり前のこと、「命の危険が差し迫っている重病患者に適切な治療を受けさせよ」と要求しているにすぎないのです。このことを阻むどういった「法律的根拠」があるというのでしょうか。検察、そして裁判所は、いまこそ自分たちの「判断」が、いかに「人間としての」当り前の感性からほど遠いものであり、「人の道」に反しているかを自覚すべきです。私たちは、丸岡さんが「刑の執行停止」により「適切な医療」を受けることができるまで、何回でも「申し立て」を提出し続けます。そして、その実現のため、考えうるあらゆる行動を追求していきます。

「刑の執行停止」が、「死の直前」でなければ認めない、などという「刑務所医療」のこれまでの在り方は、誰に対してであれ、絶対に変えなければなりません。多くの皆さんの注目と助力を、よろしくお願いします。

丸岡さん裁判費用カンパの送り先
郵便振替　００１２０－２－３９８８３４「帰国者の裁判を考える会」
＊「丸岡裁判費用カンパ」と明記ください。

後　記

とうとう８月１６日に重信さんへの刑が執行されました。　予想されていたとは言え、不公正な日本の司法制度に、改めて強い憤りを禁じ得ません。この司法の実態を直視し、その改革への道を共に進んで行きましょう。

重信さんは、しばらくは東拘に留まるようですが、その間、面会が許されるのは親族に対してのみです。また、重信さんからの発信は限定されますが、受信は限定されていません。どうぞこれまでどおり、お手紙を送ってください。きっと彼女がどんなにか励まされるでしょう。

今号から、重信さんの旧友の奥さんが、新しく表紙などを飾ってくださることになりました。これまでステキな墨絵を描いていただいた友人には、心からお礼を言います。長い間ありがとうございました。

「オリーブの樹」は、今後も出していきますが、その内容と発行回数は少し変更になります。発行は隔月か季刊になると思いますが、どうぞ、今後ともご支援くださいますようお願いします。　Ｙ

連絡先　〒105-0004　東京都港区新橋2-8-16　石田ビル４階
救援連絡センター気付　「重信房子さんを支える会」
郵便振替　00110-4-613941　オリーブの樹
銀行口座　三井住友銀行　赤羽支店　226-3687269　オリーブの樹
www.geocities.jp/setfreemarian/index.html
頒布価格　５００円

「正誤」表

第101号
とくになし